毛利 透

はじめに

インターネットは、一般人が表現活動を行う可能性を飛躍的に広めた。一方で、匿名で 無責任に他人の名誉やプライバシーを侵害する表現も多くなされているのが現実である。 本講演では、これらの権利をどう調整すべきか考えてみる。

## I インターネットによる表現の自由の拡大

インターネットの発達により、一般の人々が、広く社会に意見を訴えることができるようになった。しかも、ネットの特性上、多くの表現が匿名(仮名も含む)で行われている。 匿名表現には、実生活での不利益を恐れずに言いたいことが言えるというメリットがある 一方で、自分の発言だと分からないため無責任な表現を誘発するという危険性が確かに存 在する。このような匿名表現を表現の自由保障の観点からどのように評価すべきか。

アメリカの判例は、匿名表現が濫用される危険を承知しつつも、その長所をより評価して、匿名性自身が表現の自由の観点から保護に値するとしている。

### Ⅱ ネット上の違法表現の問題性

他方、インターネット上で名誉やプライバシーを侵害する違法表現には、従来のメディアにはなかった、これらの権利侵害を拡大する特質がある。まず、コピーされて広まりやすいこと。そして、いつまでも残ることである。印刷物は時間がたつと人目につきにくくなるが、ネット上では、いつまでたっても検索サイトで簡単に見つかってしまう。

プライバシー権の要保護性は、それが国民の正当な関心の対象となるかどうかと相関関係にあり、時間とともに変化する。この性格は、インターネットの特性と緊張関係にある。

### Ⅲ ネット上の違法表現への対処

主に匿名の違法表現に対処するため、プロバイダ責任制限法が制定されている。同法は、 プロバイダが負う損害賠償責任の限定とともに、権利侵害を受けた者が匿名表現者を特定 するために必要な、プロバイダに対する発信者情報開示請求についても定める。これは、 自らの権利が侵害されたことが明らかであること、および発信者に対する訴訟のために必 要など、開示を受けるべき正当な利益があること、を要件とする。

たしかに、表現の違法性についての実体的判断より前の段階で表現者が特定されると、 その者の権利が不当に害されるおそれがある。しかし、発信者を特定できないと、そもそ もその実体的判断の機会を得られない。また、要件が厳しいため、プロバイダが発信者情 報開示要求に任意に応じることはまれで、被害者は訴訟のための訴訟を強いられる。それ ゆえ日弁連は、この権利侵害が「明らか」という要件を削除するよう求めている。しかし、 匿名性自体に保護すべき価値があるとの立場からすれば、その保護をはぎ取るためにはや はり裁判手続きを必要とするというべきであろう。

# IV ネット上のヘイトスピーチへの対応

個人ではなく集団に向けられたヘイトスピーチについては、権利を侵害される特定人がいるわけではないので、私法上の救済枠組に乗りにくい。大阪市は、ヘイトスピーチ対処条例にもとづき、ネット上のヘイトスピーチと認定された言動については、プロバイダに削除要請を行っている。この要請には強制力はないが、今のところ従われているようである。

しかし、発信者情報開示については、被害者からの請求でなければ応じてもらえない。 大阪市は条例での対処は困難だと判断し、国に法改正を求めている。ただ、ネットでの言 論に公権力がどこまで規制をかけてよいかについては、慎重に判断する必要があろう。

### V 「忘れられる権利」

情報がいつまでも残るというネットの特徴に対処するため、ヨーロッパを中心に「忘れられる権利」が主張されるようになった。この権利は特に、検索サイトに対して、自分にとって不利な過去の情報が検索結果に表示されないよう求めることを指して使われることが多い。

日本でもこの権利を認める下級審判決があるが、最高裁はネット上の検索が現代社会に おいて情報流通に大きな役割を果たしていることから、検索結果からの削除は、請求者の 利益が優越することが明らかな場合に限るとする判断を示している。

### VI おわりに

インターネットによって表現の場が広がったことは、いろいろな場面で人権保障にとっ

て両義的問題を提起する。我々としては、場面ごとに適切な解決を求めていくしかない。